

件名	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例																										
主管課	人事課																										
根拠法令等																											
【改正の概要】																											
<p>近年の外国旅行の一般化などの実態を踏まえ、また経費の節減を図る観点から、海外出張旅費のうち支度料を廃止する。</p> <p>支度料の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>旅行期間1月未満</th> <th>1月以上3月未満</th> <th>3月以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11級の職務にある者</td> <td>78,160円</td> <td>94,910円</td> <td>111,650円</td> </tr> <tr> <td>10級又は9級の職務にある者</td> <td>70,070円</td> <td>85,090円</td> <td>100,100円</td> </tr> <tr> <td>8級の職務にある者</td> <td>66,030円</td> <td>80,180円</td> <td>94,330円</td> </tr> <tr> <td>7級又は6級の職務にある者</td> <td>61,990円</td> <td>75,270円</td> <td>88,550円</td> </tr> <tr> <td>5級以下の職務にある者</td> <td>53,900円</td> <td>65,450円</td> <td>77,000円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	旅行期間1月未満	1月以上3月未満	3月以上	11級の職務にある者	78,160円	94,910円	111,650円	10級又は9級の職務にある者	70,070円	85,090円	100,100円	8級の職務にある者	66,030円	80,180円	94,330円	7級又は6級の職務にある者	61,990円	75,270円	88,550円	5級以下の職務にある者	53,900円	65,450円	77,000円
区分	旅行期間1月未満	1月以上3月未満	3月以上																								
11級の職務にある者	78,160円	94,910円	111,650円																								
10級又は9級の職務にある者	70,070円	85,090円	100,100円																								
8級の職務にある者	66,030円	80,180円	94,330円																								
7級又は6級の職務にある者	61,990円	75,270円	88,550円																								
5級以下の職務にある者	53,900円	65,450円	77,000円																								
施行日	平成17年4月1日																										
【その他参考事項】																											
<p>支度料の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国において、日本国民としての品位と体面を維持するための被服費 ・電圧対応機器、異なる気象状況への対応品、スーツケース代等 																											